

2024年11月29日

各位

会社名 大日本印刷株式会社
代表者 代表取締役社長 北島 義斉
(コード番号 7912 東証プライム市場)
問合せ先 IR・広報本部長 若林 尚樹
(TEL 03-6735-0124)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2024年11月29日付の取締役会において決議しました当社普通株式の売出しについて、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社は、本日付の取締役会において、当該株式売出しの受渡期日の翌営業日から200億円及び1,000万株を上限とする自己株式取得を実施することを決議いたしました。自己株式の取得については、本日公表の「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

(1) 売出株式の種類及び数	当社普通株式	14,613,800株
(2) 売出人及び売出株式数	株式会社リクルートホールディングス	2,465,000株
	王子ホールディングス株式会社	2,263,000株
	みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託	
	テルモロ 再信託受託者 株式会社日本カ	1,737,000株
	ストディ銀行	
	株式会社きんでん	1,548,000株
	大成建設株式会社	1,478,000株
	株式会社三菱UFJ銀行	1,178,700株
	日本製紙株式会社	899,400株
	東京海上日動火災保険株式会社	832,400株
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・DIC株式会社口)	523,000株
	三井住友信託銀行株式会社	500,000株
	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	469,700株
	損害保険ジャパン株式会社	344,000株
	王子マテリア株式会社	138,500株
	株式会社ツムラ	126,700株
	王子エフテックス株式会社	99,400株
	テルモ株式会社	11,000株

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (3) 売出価格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2024年12月9日（月）から2024年12月12日（木）までの間のいずれかの日（以下、「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（当該価格が3,000円超の場合は1円単位として1円未満端数切捨て、3,000円以下の場合は0.5円単位として0.5円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。）
- (4) 売出方法 売出しとし、大和証券株式会社（以下、「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申込期間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (6) 受渡期日 売出価格等決定日の5営業日後の日
- (7) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の承認については、専務取締役黒柳雅文に一任する。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>2. を参照のこと。）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 2,192,000株
なお、上記の売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本株式売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、需要状況等を勘案した上で売出価格等決定日に決定する。
- (2) 売出人 大和証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一の金額とする。）
- (4) 売出方法 引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、大和証券株式会社が当社株主より2,192,000株を上限として借受ける当社普通株式について売出しを行う。
- (5) 申込期間 引受人の買取引受けによる売出しの申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日と同一とする。
- (7) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の承認については、専務取締役黒柳雅文に一任する。

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. 売出しの目的

当社は、2026年3月期を最終年度とする3か年の中期経営計画において、「事業戦略」を軸に据えながら、それを支える経営基盤の強化に向けた「財務戦略」と「非財務戦略」を統合した企業価値向上の取り組みに努めております。その取り組みの一環として、投資家の皆様にとってより投資しやすい環境を整えるとともに、投資家層の拡大と当社株式の流動性の向上を図ることを目的として、2024年10月には普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施いたしました。

また、本中期経営計画における「財務戦略」の重点施策の1つとして、当社の保有する政策保有株式の縮減にも積極的に取り組んでまいりましたが、その対話の過程において、一部の株主様より当社株式を売却したい旨の意向を確認いたしました。これを受け、当社として最適な当該株式売却の手法を検討した上で、株主様と協議した結果、当社株式の円滑な売却機会を提供し、更なる株主層の裾野の拡大及び流動性の向上を実現するために、当社株式の売出しの実施を決定いたしました。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、2,192,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下、「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から2024年12月25日（水）までの間を行使期間として、当社株主より付与されます。

大和証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から2024年12月25日（水）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。

なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らな

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

い株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシュエーションの行使を行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借受け、当該株主から大和証券株式会社へのグリーンシュエーションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

3. ロックアップについて

当社は、大和証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、株式分割又は株式無償割当てに伴う当社普通株式の交付等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記の場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。